

島津氏の南方交通：大迫文書に関する考察

長沼，賢海

<https://doi.org/10.15017/2339182>

出版情報：史淵. 27, pp.115-132, 1942-03-30. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

島津氏の南方交通

——大迫文書に關する考察——

長 沼 賢 海

薩藩舊記を案するに中世に於ける薩隅の海賊（海上豪賊の意）として海上に活動したるものに新田八幡の執印であつた執印氏、揖宿郡の揖宿氏、肝屬郡の禰寢氏等尠からず、殊に禰寢氏は遠く北方に擴り對馬に同姓根占氏あり、鎌倉時代のものとおぼしき旗を所有してゐる。十年ばかり前此の地方を探訪した際、發見したことがある。根占は禰寢氏の別れであつて、同氏が北の方朝鮮方面に發展せることもあり、大迫文書に文祿、慶長前後に島津氏が朝鮮入りをしてゐる事が見えてゐる。（一二七頁を參看）其の頃大隅より對馬に別家土着したものであらう。揖宿、禰寢兩氏は鹿兒島灣の入口を扼する同名地に割據してゐたものである。揖宿氏の城跡は今に存し、予の所謂海賊城と稱する種類の城跡に屬してゐる。之れ等の諸氏には關係なく薩南の山川津及び坊津、其の他京泊、阿久根等は何れも九州から南方の洋上への基地として重要な泊であつたことは云ふ迄もない。殊に山川港と琉球往來とは離るべからざる歴史がある。かやうな豪族の歴史が郷土にあり、之れ等の海賊諸氏とは別に海外交通史上に名有る諸港を

有してゐる。薩隅の人々が、かうした形勢を天文弘治以來、慶長元和の時代まで持ち續けない筈はない。果せるかなフランシスコ・ザビエルを南洋から迎へ、彼れをして化を皇土に布かしめんがため、まづ鹿兒島に來朝せしめた者は、鹿兒島の士族アンジエロなるものであつた。アンジエロは勘四郎の音譯であるともいはれるが、恐らくそれは切支丹法名であらう。そしてザビエルは頗る成功しなかつたやうではあつたが、ともかくも日本最初の傳導を薩南に於て開始したのである。かうした切支丹布教史上重要な位置にあつた此の地方に於て、博多、長崎其の他上方地方に於て頗る多く出現した世に謂ふ海外貿易家と稱せられる者にして、今日に傳へられるものゝないのは誠に不思議といはなければならぬ。然るに昭和十四年鹿兒島市の百貨店山形屋に於て、内閣情報局主催の紀元二千六百年記念展覽會が催された時、山川の大迫文書の陳列されてゐるのを見ると、慶長十二年十月六日附け、カンボジャ國渡航免許の朱印狀があつた。勿論異國日記に記録されてゐないものであり、當時の海外交通史上の資料として、恐らく始めて世に出たものであらう。これに依つて多年の疑問が十分に解説された觀がある。恐らく此の家は武士の家ではなかつたが、島津義弘の内の者として前記薩隅の海賊豪族と歴史を同じうしてゐるのであらう。併し之れを傳へる文獻が前記薩藩舊記には見えてゐない。同文書に次の如き一通あり、大迫吉之丞が島津惟新に事へて鹿兒島から江戸へ直走船の上乗して成功したことが分かる。

其方事、親惟新様に御奉公爲申上事候、殊今度者江戸へ致直走舟之上乗、仕合能、早々罷下候、自今以後者山川之居屋敷、加子役御免候而、直走之船頭可被仰付由、江戸より此度被仰下候間、如其申

渡候、別儀有間敷者也

寛永九年九月五日

攝津守(花押)

下野守

大迫吉丞殿

此の文書の内容は前記の如く江戸直走船の上乗りに成功したが爲め、山川港にあつた其の第宅の屋敷税及び水主税を免ぜられ、直通船の船頭方を申付けられたのである。而して山川の屋敷税免除はこれより先、文祿慶長役の際であつた。次の伊集院幸侃の文書に依て明白である。曰はく

山川屋敷公役之事、御船頭被申候付、於高麗御免之由相濟候、此等之旨山川對給人(カ)も拙者前(カ)可申理候、其心得肝要候恐々 謹言

十月十二日

伊土入 幸侃判

大迫新左衛門入道殿參

右に依て山川屋敷税の免除は之より先、文祿慶長の役に功があつて船頭を命ぜられた時に行はれたものである。それが直走船に成功して直走船の船頭にさせられ、屋敷税とともに水主税をも免除されたのである。直走船の意味は判明しないが、鹿兒島から佐多岬を迂廻し、土佐沖から熊野灘、遠州灘を越えて江戸に直通する船路を乗ることをいふのであらう。王朝時代に於ける上方から九州南部、日向、大隅への航路は九州東岸を往來し、必ず門司關を通ることに定められ、ついで豊後から門司を通らずして直に

東航することが許されるのである。蓋し航海術の極めて幼稚な時代から漸時發達して來るに従つて起る自然の變化であつたらう。神武天皇の御東航の路は、最も原始的な時代に於ける西日本の東西往來の航路である。中世に於ける薩隅への上方からの航路は、必ず内海を東し、九州東岸を南下し、細島、美々津の邊で上陸して陸路南下するのが常であつたやうである。倭寛僧都の南島へ移される途もさうであつた。江戸時代には佐多岬を越える難航を避けて、九州西岸を航するのが普通であつた。かうした沿革から考へると、右文書の直走線が予の推定の如くであるとすれば、それは餘り普通の航路ではなかつた。尤も吉野時代に、熊野海賊が大隅を侵したことがある。又中世日向高千穂莊（東臼杵郡）は熊野神社の社領であり、又吉野時代に土佐、九州に活動あらせられた諸皇子は何れも土佐沖を東西してゐられたと思はれるふしがある。熊野又は伊勢（大湊）から關東方面への航路も相當古くから開けてゐたらしい。多くの伊勢の御厨が東海關東方面にあつたことも首肯されるのである。親房は失敗はしたが大學して大湊から關東に出船したこともある。かうした事實を考へると鹿兒島から江戸への直走線が予の推定するが如きものとしても無理ではあるまい。

山川土着の海の子の家であつた大迫氏が、北は朝鮮東は江戸へと自由に往來した名船頭であつたらしい。それが又遠く南支那から南洋に迄往來しない筈はないのである。大迫氏は船頭方に召かゝへられた家であるから、前記薩隅の海上活動の歴史を有する諸豪族とは自ら家の格式に於て多くの段階があつたであらう。江戸時代で云ふならば武士と百姓との相違があつたのである。併し豪族が南洋に航通したい

と云つても、島津義弘が大迫氏を有してゐるやうに、多くの大迫氏を配下にしてゐなければ、不可能であつたのである。大迫氏は恐らく山川土着の海の子の家としては代々の豪家であつたのであらう。

家傳の慶長十二年の朱印の説明書が同文書の中にあり、恐らく其の當時に近いものであらう。「此御朱印へ大迫吉之丞カシボヤ(マ、)へ令渡海時、嶋津兵庫守様より内府様へ言上、被御申受、吉之丞へ被下候御印也、御手跡セタイ(承兌)長老トヤラン申候出家之被遊ヨシ候」とあり、朱印狀には執筆承兌長老と注してある。

一、安南國 附天南國

慶長十年乙巳七月朔日

嶋津陸奥守

慶長十孟秋初三日

島津陸奥守

七、暹羅國

同(慶長九)年閏八月十二日

島津陸奥守

慶長十二年丁未小春十八日

島津陸奥守

七、順化

同(慶長九)八月廿六日

島津陸奥守

同(慶長九)閏八月十二日

同

十、西洋

同（慶長九）年七月三日

島津陸奥守

慶長十一年丙午九月十七日

山口駿河守薩州ヨリ被申入也船頭スウサンへ次山ト云敷、（下略）

金地院崇傳長老が慶長十三年圓光寺元估とともに相國寺承兌の歿後外交事務を取るに至つた時、相兌の時代に發行した朱印状の目録帳があり、それを異國御朱印帳といひ、元估及び傳長老がそれ／＼發行した同状の目録帳もある。いづれも同名を以て呼ばれてゐる。右にかかぐるところは承兌の御朱印帳から島津氏宛ての分を抜書きしたものである。元估發行の朱印の目録帳には島津宛てのものは慶長十四年己酉正月十一日、暹羅國行の朱印一通のみである。「本上州狀アリ、山駿（山口駿河守）取次也」と注してある。又傳長老の同目録帳には、島津氏宛てのものは元和元年乙卯九月九日、呂宋行きの朱印一通のみである。「琉球人ニ被遣由也、島津陸奥守殿さつまに被下」と注してある。

右三つの目録帳に據れば、島津氏の受けた朱印船は多く島津義弘の時代であつて、次の家久時代には急に尠くなつてゐる。島津船の行先には西洋行きのもの二通あり、西洋は今云ふ南洋といふに當り、南洋一帯を漠とさしたので、何處にも通用した分けである。自然傳長老時代には西洋とあてた者は無くなつたとある。（異國日記）其の外は安南、暹羅、順化等であつて、大迫氏所傳のカンボジャ行きの分は右目録には漏れてゐる。承兌の目録の行先き別の目録（異國日記）に據れば、西洋行き十八通を除いては東埔寨行きが最も多數で十六通、其の他呂宋（十四通）暹羅（十二通）安南國（十通）等で、他は皆十通未滿である。故に當時朱印船の最も多く集つたカンボジャへは、島津船も行つたのであらう。之れ

等の島津船は直接島津氏之れを經營したのであらうか。

異國所々御書之草案及び南浦文集に、南浦玄昌の稿せる異國向き島津氏の書あり、村上博士の異國往復書翰集に其の四通を載せて解説されてゐる。其の第一通は慶長十一年正月日附け、島津義弘から呂宋島のマニラにゐたフィリツピンの太守ドン・ペドロ・デ・アクニヤに宛て、題に「與蠻君書」とあるものである。内容は有無相通じて、互ひに其の所を得んといふ互市の理想を述べ、去年フィリツピン船が島津領内の或る島にて難破したので、新船を給して、歸帆せしめたことを報じ、來年を期して市舶一艘を送らんこと乞うてゐる。第二通「答南蠻船主書」は後述に譲り、第三通は壬子（慶長十七）八月日附け、「島津少將家久」が「南蠻船主大肆長」と宛て、題に「答南蠻船主書」とあるものである。内容は去歲（慶長十六年）の音問の書及び國司四老（村上博士の注に、マカオ市の政治を執りしマヌエル・バス以下四人なるべしとある）の音問の書狀に對して謝意を述べ、去春島津船安南に航する途上、難破して廣東に避難し、南蠻船主某及びマカオの四老等の救助を受け、船を修復して歸朝の途に就き、未だ歸國せざるも、既に五島に歸着せる事を深謝し、若し我れに求めんとする事あらば、使者を送つて通ずる所あれ、我れ亦貴邦に求めんとする所は、他日使一价を遣はして之れを告げん云々とある。第四通は同人が同時に「南蠻國司四老」と宛て、題に「答南蠻四國老書」とある。略ぼ前書と同意であるが、末文に「貴邦商客之所_レ得而能知_レ之也、今也雖_レ欲_ニ諄_ニ然說_レ之、夷語難_レ醇、伏乞亮察」とある。何れも島津氏の貿易を切望し、彼我商船の往來を希望してゐる點を注意しなければならぬ。以上島津氏が南方に

遣はした書狀に貿易を熱望してゐた有様を上記の異國御朱印帳に見えてゐる島津氏の朱印狀の數が他の大名や豪商の分に對し、比較的多い事實に勘合せば、九州南部の海外活動は必ずしも其の北部博多、長崎、平戸を含む地區に負けてゐたのではないことも分明であらう。たゞこゝに島津氏の經營にはそれ相應の船數と船頭、資金とそれを運営する商客等の活動事情が、史料の不十分に依て明瞭にされ難い。さうした方面の文献としては僅かに承兌の目録帳に慶長十一年山口駿河守が薩摩から申入れた條に、船頭次山の名が見えてゐるばかりである。次山は何れ山川か坊津あたりに居住してゐた海人であつたであらう。山口駿河守は如何なる人か不明だが、屢々御朱印の口入、取次をなしてゐる。(異國渡海朱印帳) 右の次山や其の外多くゐたであらう船頭や商人の實體を説明するものが、實に大迫文書に依て描かれる大迫吉之丞である。彼れは山川港に割據してゐた海商であり、島津義弘の船頭に用ひられ、屋敷役、加子役免除された事情につきては既に述べた。以下彼れの海外渡航の事情を史料の示すまゝに述べよう。大迫文書の中に左の一通あり

明年四月大唐川内に船を可指渡之旨、内府様は得御意、申付儀候、客衆以下あひすゝめ可罷渡用意肝要候也

八月廿七日

惟 新判

大迫新左衛門尉殿

義弘は入道して惟新と號し、猶ほ海外交通の事を經營してゐた。幕府から與へられた朱印は其の子陸

奥守家久の受ける所であつたが、恐らくそれは名儀に過ぎなかつたものであらう。島津陸奥守宛て朱印は慶長九、十、十一、十二の頃のものが最も多く、元和のものが終りであつて、何れも惟新が元和五年死去する以前に屬してゐる。右文書の事件も慶長十年前後の事であつたらう。川内は現今の佛領安南の河内であらう。大唐とあるのは河内は海南島を去ること甚だ遠くなかつたので、西洋といふ漠然たる地方名を用ひたやうに、大唐と漠然稱したものであらう。大迫文書に此の外大唐呂宋とせるものあり、これ亦呂宋が大唐に近きが故であらう。現今の南洋諸地方の中、北部を大唐の名下に入れ、それより外部(南方)を西洋と稱したものかも知れない。大唐の範圍は或は華僑の居住の多い地方を包含したものであつたかも知れない。大迫文書に旗の説明せるものがある。その文に「このはた□國川内之屋形のはたなり、此はたを持候而川内國へ參候はゞ、無別儀馳走被成候、日本將軍御朱印之類也」とあり、幕府から發行した朱印に對し、河内の國旗を興へられてゐたものゝやうである。此の外大迫文書に依て大迫氏は義弘の命に依てカンボジヤの外、河内、呂宋、天川等にも往來したことが明白である。而して異國御朱印帳島津受けの朱印には、河内行き、呂宋行きの方は一通も載つてゐない。島津氏受け朱印の行先きは安南國附天南國、暹羅、順化、西洋の外大迫氏の出入した國に河内、呂宋、天川があるから、此の外にも猶ほ在つたことが推定される。海賊豪族を多く有する島津としては、南洋一帯到らしめざる國はなかつたことも考へられる。

大迫文書の中右通商關係以外切支丹普及の問題に就いて、重要な史料を提供するのが次にかゝける寛

永十一年戊三月日附け、大迫吉之丞より「御口事聞衆」に宛てた、自身切支丹宗門に歸依し、後轉ぶに至つた來歴に關する自白狀である。之れに依て知る所は當時の切支丹豪商、切支丹大名の切支丹化に對する貴重な一般的史料を提供するものである。相當長文のものではあるが、一般研究者の便宜に資せんが爲め全文を左に掲げる。此の文書は虫喰ひが多い上、寫眞に撮つたものを讀んだので、解し難い點もあり、中には誤讀もあらう。讀者の諒察を乞ふ。

口上覺

一今度きりしたん宗旨御改ニ付、本田源左衛門殿、有馬主馬之丞殿、伊集院(虫)右衛門殿、山川中御改被成候砌、拙者事興國寺之寺領依罷居候處、右御三人彼方へ御尋被成候ニ付、拙者きりしたん宗旨ニ而無之通、書物ヲ以、細々申上候事

一我等事先祖已來、惟新様御内之者ニ而御座候故、先年惟新様、御在伏見被遊候時分、爲御意、旅庵老々被仰聞候へ、此節大唐るすん之國へ、船ヲ被差渡、空(唐の意か)壺被召寄度ニ付、内府様へ得御意、御朱印申受、被仰付候條、可罷渡由、本田六右衛門殿、伊勢平左衛門殿、川上四郎兵衛殿、御三人御使ニ而被仰聞候へ、今度爲上意、致渡唐候、るすん中國、皆鬼利死丹宗旨之もの共に而候ニ付、此節はきり死旦宗に罷成、あいさつこいたし、御用等も可相達由、被仰聞候故、拙者申候へ、御意乍申、數寄不申宗旨ニ而、御座候へ共、御何事も奉公之儀ニ御座候故、任上意、此節へ鬼利死旦宗ニ可罷成由、御受仕候處、追付曾木五兵衛殿本田源右衛門殿御使ニ而、具足甲并手籠

壹本、刀大小、其外御紋付之羽織拜領、誠難有仕合ニ而、川内^(虫)唐船被召立、阿久根^〆正月下旬
出^(虫)任、天竺之内るすんと申國江罷渡申候事

一 するん屋形、從是御進物、金屏風壹雙、并御馬壹疋、伊作野月毛、六才之駒、鞍道具等、皆金仕立
ニ而御座候、則るすん屋形へ差上、別而御取持ニ而候、追付歸朝之刻、爲御禮物、空壺九ツ、卷物
二本ニ而、御座候故、鹿兒島御屋形江伊地知可清^(虫)、藥師寺六左衛門殿入道ヲ以、上納仕候、御老
中様伊勢兵部少輔殿、嶋津市之正殿、御兩人^〆御證文、御受取被下、干今頭載仕候、然處追付從惟
新様、本田源右衛門殿、中山彦兵衛殿、川上久右衛門殿、南江覺右衛門殿ヲ以、被仰開候へ、今度
任御意、鬼利死且宗ニ罷成、致渡唐、御祝着被遊候、則右宗旨相捨可申旨、被仰付、不及口能にこ
るび申、則禪宗ニ罷成、當所德雲庵へ先祖已來且那候故、血脈證文申受候事

一 其後、惟新様開開宮に御社參被遊候ニ付、我等事加治木へ被召寄、曾木五兵衛殿御使ニ而被仰開候
へ、此節開開宮へ御參詣被遊筈ニ候、就其前に渡唐之砌、被仰付候鬼利死且之宗旨、相捨申候哉、
今度御光儀被遊儀ニ候條、若右宗旨相殘候へ、御宿被遊間敷由、被仰出候ニ付、少も無別儀、相捨
申候、其節^〆則禪宗ニ罷成申候由、證據人相立、切々申上候ニ付、山川へ兩度御光儀被遊、拙者所
へ御宿被遊、三日御滞留ニ而御座候儀、山川衆日高九兵衛殿、兩所權現之座主太夫、記左京太夫、
其外地下中之衆も、皆々被存知候事

一 今度鬼利死且宗旨ニ而、無御座候證據、細々書物ヲ以申上候、寛永十三年之時分、御伊勢様江參宮

仕候證據人、江戸〔虫〕六官太郎作同行仕候、其外大坂ニ而も佳吉、天王寺、日參仕候儀、日高九兵衛殿御詣被成、御存知ニ而候、尤毎月御月待、御日待おこたらず仕候、又成川之清源庵并有馬右近殿寶持院并慶地庵ヲ每々頼上、祈念物語仕候儀何れも所中之衆、細々御存知候、又山川兩權現御再興之砌、拙者分別ヲ以、當津出入之船、八九年中勸進仕、御建立之刻、白銀六百目余、奉加仕候儀、座主大夫其外地下中衆、野間口彦左衛門殿、日高九兵衛殿、内田才右衛門殿、所中之衆迄、皆々被存知候、當所祈願所寶持院へも、右同前之勤ヲ以建立仕候、棟書可有御座與存候、右證據之衆、日高九兵衛殿、野間口彦左衛門殿、神川治右衛門殿、杉原新介殿、其外地下衆皆々被存知候事、又當所德雲庵先祖以來、我等旦那之故、先祖之石塔ヲ立置、二季之彼岸并盆正月、何もおこたらず相勤申候、其上德雲庵御本尊御阿彌陀一躰、拙者作立于于今當寺へ御座候、右證據人正龍寺御住持梅屋德雲庵住持宗文、其外日高九兵衛殿、野間口彦左衛門殿、内田才右衛門殿、皆々所中之衆、御存知ニ而候事

一山川兩權現江歌人七拾貳枚、吾等寄進仕候事、證據ハ當座主寶積坊左京大夫、日高九兵衛殿、内田才右衛門殿、野間口彦左衛門殿、何も細々御存知ニ而候事、尤右證據人衆、銘々押札ニ而、印形慥ニ被成置候事

一江戸へ大迫船之上乗被仰付、罷下候時分も、兩權現宮へ御神樂ヲ上、出船仕候事、座主太夫、社家衆皆々御存知ニ而候、又成川之御諷訪大明神毎年出家衆ヲ頼付、千度詣ヲ仕、經ヲ讀、七日參、其

外精請之信心仕候事、清源庵并右近太夫、細々被存知候、其外月待、日待、毎月出家衆、山伏ヲ頼勤行仕候事、何も諸人御存知之前ニ而御座候、然處去年六月ノ十二月迄、鹿兒島興國寺へ寺領仕候事、御伊勢様、日參之祈精仕候儀、御寺之僧衆、皆々御存知ニ而候

一其已前も天竺、天川江渡唐之砌、南林寺へも、鐘壹寄進仕置申候、于今有之儀、證文所持仕居候
一又市郎様、先年高麗へ御渡海之時分、御船頭役被仰付砌は、泊之大智院へ大般若經壹部、寄進仕置候、證文有之候事

一穎娃大野嶽、毎年參籠仕候事、當所慶地庵へ神川治右衛門殿同行仕、度々參詣仕候事

右此節鬼利死且宗旨御改ニも、稠敷御念儀被成候ニ付、口上書ヲ以委細申上候、拙者事、數寄不申宗旨ニ而候へ共、内府様、得御意被仰付候旨、任上意何事も御奉公之儀候故、御受仕候處ニ、歸朝已後則禪宗ニ罷成、證據人相立、銘々印形仕せ、其上拙者事於護摩所、神文仕、差上申候、乍此上御不案之儀、被聞召上候ハ、拙者事へ不及申ニ、右證據人迄、同罪ニ曲事可被仰付候 以上

寛永十一年戊三月日

大迫吉之丞判

御口事聞衆

御人衆中

右本書物へ、我等鹿兒島へ持參仕候處、目高九兵衛殿、御受取可被成由候ニ付、九兵衛殿同道仕、三原次郎左衛門御取次ニ而、差上申候、證據人銘々印形被仕せ、本書物御書判仕、指上申候外ニ證據人押札九ツ有、銘々印形有之候事、右條書本書物之通ヲ書寫申候

巳八月五日（寛永十六）

此の文書の内容の考案は多端に亘るべきものがあらう、けれども其の最も注意すべき點は、吉之丞が切支丹宗旨を信奉するに至る來歴である。此の點をまづ考へたいが、それに先だつて、前に紹介した島津氏の海外宛ての書狀に依て同氏の對切支丹對策につきて考へておきたい。ザビエルが初め鹿兒島に來た時に、釋徒の長官ニンジツを訪問し、後これと宗論をして説破したといふ事が西教史等に見えてゐる。

予嘗て之れを考究したことがある。このニンジツは二州のなまりであらう。二州は挂庵以來の宋學を傳へ、一翁といひ、南浦文之の師匠である。市來の龍源寺に住し、島津氏の教學に關係する所が多かつた。伴天連ビレラが比叡山に登つて切支丹佛法の宣布に關する許容を天台座主から得ようとしたと思はれるやうに、ザビエルは舊佛法徒との間に、事の起らないように計劃したのであらう。それだけ鹿兒島で布教するには相當の困難があつたのであらう。島津氏も直に新たなる天竺到來の切支丹佛法に歸依した様子もないのである。ザビエルは京都に上りまづ布教の根本を固めようとして上洛を急いたのであらうが、一は島津氏の説得が容易でなかつた事も、彼をして長く鹿兒島に留らしめず、又再度鹿兒島を訪問せしめなかつた理由であらう。然るに島津氏はその後切支丹の布教を許し、寧ろこれを歓迎するに至つた。

豊臣秀吉は天正十五年に禁教令を布き、家康の時代になり、其の禁教令が否認されてはゐない。否な依然として其の令が生きてゐたことは慶長十年家康からフィリツピン太守に贈つた書（異國往復書翰集

フイリツピン諸島志より轉載せり)に「閣下其地より屢々日本にある諸宗派に付きて説き、又多く望む所ありしが、予は之を許すこと能はず、何となれば我邦は神國と稱し、偶像は先祖の代より今に至るまで大に尊敬せり」と云ふ一節がある。しかし之れが處罰等の事もなく、其の態度が頗る曖昧なるものがあつた。慶長の初めから同十八年迄の間に、外國に送つた家康秀忠の書翰は、宗教に言及することを避け、たやうである。蓋し通商の繁昌を希ふあまり、かうした政策を執らざるを得なかつた。此の間地方大名の中には、進んで宗教を迎へんとするものもあつた。今その一般は姑く措き、島津氏について云はう。日本西教史には慶長六年マニラに入港した日本商船船員中、切支丹信者數名あり、其の一人であつた船長レアン・キザエモンは在マニラのサント・ドミンゴ派の寺に參詣し、日本宣教の有望なる事を吹聴した。同派の同地區長フワン・デ・サント・トマスは島津氏に書し、宣教師を島津氏領内に送らんことを申出でた。島津氏は報を得てキザエモンの船をマニラに寄らしめて宣教師の派遣を勸説した。慶長七年四月パードレ・モラーレス外四人甌島に上陸し、更に京泊に移つた。慶長十一年正月の義弘のフイリツピン太守宛ての書狀は此の事に言及してゐる。此の時同時に義弘のフイリツピンの大司教アルソビスボ・フライ・ミゲル・デ・ペナビデスに與へた書狀には、サント・ドミンゴ門派(山厨・羅明教院)の伴天連(巴禮)の島津領内滞在の事をあげ、其の人と爲りに言及し「智慮過人、風標拔俗、是故我敬信」とある。而して其の次に、何か此の伴天連から依頼を受けて、一諾はしたが「陋邦避地(島津の國が)にして、久しく約を處し難し」と云つてゐる。慶長九年フイリツピン太守より、徳川家康に贈つた書狀

に「山厨サンクト・羅明ドミンゴの教寺（門派）の巴禮パドレ（伴天連）薩に寓し、褚瑪（二字不明）名高メア（都）に往いて聖上に（家康）に謁見せんと欲す」とあり、恐らく島津氏の國にゐた伴天連が、島津氏の紹介により東上して家康に謁見せんことを義弘に依頼したのであらう。而して義弘は事情を察して直に其の要求に應じなかつた事を申譯けしてゐるのであらう。島津氏の切支丹政策が右義弘の書状等に依て略ぼ諒解される。かうした諒解の下に大迫吉之丞が商賣に往く爲め殊更信者になつたといふ右長文の文書の一段は誠に興味の深い感が起るのである。就中「あいさつといたし、御用等をも可相違由」とある點である。此の一句意味判然しないやうであるが、切支丹信者として挨拶をしながら、主君の眞實の用命を達せようといふにある。これは大迫氏にのみ課せられた負擔ではあるまい。渡海朱印帳元和元年呂宋行き朱印を興へられた船頭に「しんによる、めりな」とあるのも信者であつたらう。又慶長十年密西耶行き朱印を興へられた船頭か、商人かであらうと思はれる者に「窪田與四郎ミゲル」がある。更に注意すべき事は、吉之丞の切支丹信者になるについては、家康の許可まであつた事である。かうした點については支倉常長の信者たる事について類推させられる點が少くない。更に大きく言へば當時の切支丹大名、商人等が切支丹の信者たる事につき深き考察を要求せしめるものがある。

進んで考へさせられる事は、動機のいかに係はらず、一旦信者になつたとなれば、眞面目な、少くとも眞面目な信者の起居をなすことを怠らなかつたらしい。否な多分眞の信者になつたと思はれる。此の點宗教的信仰に興味の薄い現代人には想像以上のものであつたらしい。それでなければ、再び轉んだ

といふ事に對して、右文書に見るが如き其の證據の列擧に苦む筈はないと思ふ。

次に吉之丞の轉んだのは、慶長十八年の禁教、伴天連等の放逐といふ嚴令の直後であつたと思はれる。以後寛永十六年迄に、年々禁教の度が高められ、其の間に宗旨改めが追々形體を整へ、それが寛永以後になつて宗旨人別改めの制度が確立するのである。予の蒐集せる大村文書（長崎縣）澁谷文書（廣島縣）等に依て寛永時代の宗旨改めの一面を知ることが出来る。この大迫文書に據れば、旦那寺が禪宗であつたので、轉宗と同時に禪の血脈證文を取り、更に改宗の實否に關する證據人を出してゐる。

次に切支丹に關係なき事であるが、惟新が枚聞神社參拜の途上、大迫の家に三泊してゐる事、又山川の兩權現の爲め、吉之丞は山川港に出入する船に勸進して、八九年間に銀八百目を集めた事、之れ等の事實は、大迫家の山川に於ける生活が剛氣なものであり、大身な武士以上のものであつた事を物語る。此の外此の文書について考ふべき節は數々あるが、すべてこれを後日に譲り、偶此の文書を發見した前後に、次に附載するが如き文書を發見した。それは十字架を紋所とした軍旗、麻上下など、一所になつてゐた。文書は稍々疑ふべきものがあるやうであるが、内容は正しいものである。島津氏領内にも北九州に比してかくれ切支丹の活動は決して少いものではなかつた事を證するに十分であり、大迫文書の研究等にも參考とすべきものである。

申上

長崎入船前、南疊伴天連貳人、日本吉利支丹に立入候者壹人、薩州甌島ニ隠れ居候、右漁夫見出し、

届出候處搦捕、平田惣八、柳田定右衛門被懸糺明之處、唐人と申合、禮銀貳拾貫を出し、以便船卸候唐人へ歸帆せし者ニ候、内貳人へ長崎ニ送り、壹人へ薩州之者大村ニ送候、此者先年天川へ渡り、吉利支丹宗門ニ成居候趣、及白狀候

元和九年亥七月十六日

代官 富永次郎左衛門（黒印）

大目付衆中 江

大迫家の末は今に存してゐる。不思議にも昔廣かつた其の屋敷の西北隅にさゝやかな薩摩風のひくい家となつてゐる。先頃第三回目の山川訪問を試みた。處の人には大迫家の昔の事が一向傳へられてゐない。段々調査した結果もこの山川の町の本通りから今の海岸通りに亘つて屋敷があつた。本通の南側が本宅であつたらしく島津惟新の宿した茅宅もこゝにあつたのであらうと種々空想に耽つて見た。それが一部寺屋敷となり現在は國民學校の敷地になつてゐる。其の向ひ、即本通りと海岸の通りの間の屋敷が同家の倉庫か何かの所在地でそれが山川港の船つきの中央部に臨んでゐる。文書の中に出て來る麓の土族日高家、其の他大迫一卷きの家が並んでゐたのである。日高家も少々は古文書を傳へてゐる。大迫家の山川灣に臨む形勢は伊豫の二神島の二神氏、備後の走島の村上氏、安藝の蒲刈島の多賀屋氏の舊宅が船つきに對する構へ方によく似てゐる。

文書に出て來る旗は絹製で、縦三尺四五寸、巾二尺位、安南製のものであらうか。日本製でないことだけはたしかである。